

甲府市農業委員会 4月定例総会議事録

1. 日 時 令和4年4月28日（木曜日）午後2時30分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市中道公民館

3. 出席委員（17名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎
5 番 落合 洋子 6 番 關野 登 8 番 後藤 良仁 9 番 土屋 三千雄
11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘 13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫
15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

【農地利用最適化推進委員】

1 番 佐々木 茂隆 2 番 萩原 斉 3 番 植田 泰 4 番 山本 光信
5 番 平澤 友良 6 番 山本 俊一 7 番 杉原 正芳 8 番 松木 正治
9 番 小池 厚 10 番 二宮 茂徳 11 番 大森 由彦 14 番 金丸 輝男
15 番 若尾 忠昭 16 番 亀井 智 17 番 池谷 幸男 18 番 長田 茂季

4. 欠席委員（4名）

【農業委員】

7 番 田中 由美
10 番 越石 和昭

【農地利用最適化推進委員】

12 番 佐野 満
13 番 齊藤 藤雄

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 中村 勝
農地係 係 長 清野 隆彦
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和4年5月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 令和4年5月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第6号 農用地利用配分計画（案）の作成について

報告案件

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 返納届について
報告第5号 許可不要農地転用届出について
報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時30分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和4年4月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中17名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会4月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、4月定例総会の議事録署名委員ですが、9番の土屋三千雄（つちや みちお）委員、そして10番の越石和昭（こしいし かずあき）委員は本日欠席ですので、11番の小澤博（おざわ ひろし）委員のお2人をお願いいたします。

今月も、引き続き新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の第3条許可申請は有償移転が3件、無償移転が1件ございまして、いずれも第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

説明に入る前に1か所訂正がございます。譲受人の経営面積のところは〇〇のところは誤りとなりまして、〇〇㎡に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。

申請地の所在、地目、譲渡人、譲受人、面積等については、議案書記載のとおりです。

場所は山梨英和大学から西関東道路、〇〇周辺に位置する農地となっております。

譲受人は、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は 〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

議案書1ページの2番をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

国道20号蓬沢交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、西面は道路及び農地、北面は農地、南面は農地及び道路となっております。

譲受人は、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

議案書1ページの3番をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

和戸通り向町中の信号を〇〇に〇〇mほど〇〇に位置する農地で、4面は東面、北面、西面、南面は農地となっております。

譲受人は、〇〇を検討していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇したいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地には〇〇を行なう計画です。

議案書2ページの4番をご覧ください。申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については、議案書記載のとおりです。

〇〇筆とも県産業技術センターの〇〇側一帯に位置する農地です。

譲受人は、〇〇を引き継ぎ、〇〇から農地の〇〇をうけ〇〇を行なう計画となっております。経営面積は〇〇㎡となります。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。こちらの案件についても事前に質問や意見もありませんでしたが、ご質問等がある場合はお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、ご質問も無いようですから、採決をさせていただきます。農地法第 3 条による許可申請について賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 1 号は決定し、許可書の交付をしてまいります。

つづいて、議案第 2 号は農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の 4 条許可申請は 2 件ございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は 1 ページの 4 条No.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりです。

小瀬スポーツ公園前第 2 駐車場〇〇側〇〇mの農地で、西面、北面は農地で、東面は住宅、南面は道路となっています。

農地区分は、第 1 種農地と判断しました。

申請地〇〇にある〇〇になったことから、〇〇より依頼を受け〇〇を設置するものです。

転用後は、〇〇を〇〇設置する予定となっています。

議案書 2 番、地図は 2 ページの 4 条No.2 をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。

農地区分は第 3 種農地と判断しました。

申請人は、申請地〇〇側で〇〇しており、〇〇なことから申請地を〇〇として利用するとのことですが、〇〇に渡り農地法許認可手続きを〇〇してきたことから〇〇による申請になっています。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からひとつとおりの説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第4条による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第2号については、決定し、許可書の交付をまいります。

つづいて、議案第3号は農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

今月の5条許可申請は所有権移転が7件、賃貸借が6件、使用貸借が2件、計15件となります。

議案書4ページの1番、地図は3ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

借人は、〇〇となったため、申請地を使用貸借し〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして議案書2番、地図は4ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

賃借人は〇〇しており、〇〇なため賃借し〇〇として利用する予定となっています。

転用後は〇〇する予定となっています。

続きまして、議案書5ページ3番。地図は5ページの5条No.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農と判断しました。

譲受人は、〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

続きまして、議案書4番、地図は6ページの5条No.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇しており、近隣に〇〇しているが賃借している〇〇することとなり、
新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、
賃借し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇として利用することになります。

続きまして、議案書5番となります。地図7ページの5条No.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書記載のとおりです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。

譲受人は〇〇しており、近くにある〇〇には〇〇がなく、〇〇しているため〇〇及
び〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取
得し〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇する予定となっています。

続きまして、議案書6ページ6番、地図は8ページの5条No.6をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。
農地区分は第2種農地と判断しました。

譲受人は近隣で〇〇などの事業を行っているが、〇〇に伴い〇〇し探していたとこ
ろ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいと
のことです。

続きまして、議案書7番、地図は9ページの5条No.7をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

賃借人は〇〇を行っており、〇〇になっており新たな〇〇を探していたところ、申
請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいとのこと
です。

続きまして、議案書7ページ8番9番は関連案件になります。地図は10ページの5
条No.8 No.9をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第1種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の
日常生活に必要な施設と判断しました。

賃借人は〇〇で〇〇近隣に〇〇がなく、賃借していた〇〇については〇〇しているた
め、新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していること
から、賃借し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書8ページ10番、地図は11ページの5条No.10をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃借人、賃貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第3種農地と判断しました。

賃借人は〇〇に伴い新たな〇〇が必要となったため、新たな〇〇を探していたとこ
ろ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、賃借し〇〇に転用したいと
のことです。

続きまして議案書 8 ページ 11 番から 9 ページ 14 番までは関連案件となります。地図は 12 ページの 5 条No.11～No.14 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人については議案書記載のとおりです。

〇〇側の農地の箇所になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲受人は〇〇でおり、〇〇のため新たな〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を取得し〇〇に転用したいとのことです。

続きまして議案書 15 番、地図は 13 ページの 5 条No.15 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、借人、貸人については議案書記載のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。

借人は、貸人の〇〇にあたり、〇〇となったため、申請地を使用貸借し、〇〇したいとのことです。

転用後は〇〇する予定です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員賛成ですので議案第 3 号については、決定します。この議案のうち、1000 ㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は 1000 ㎡未満ですので許可書を交付をしまいたします。

つぎに、報告第 1 号から第 5 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。先月の総会案件のうち、山梨県農業会議へ諮問案件は5件でした。

議案書10ページからは令和4年3月11日から令和4年4月15日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第4号 令和4年5月告示分 農用地利用集積計画についてです。

また、関連がありますので、報告第6号 農用地利用集積計画の解約についても併せて説明してください。

○事務局（牧野係長）

説明に先立ちまして、議案書の修正がございます。議案書24ページ10番の貸借期間が11年となっておりますが、10年に修正をお願いいたします。お詫びして訂正とさせていただきます。

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定10件、再設定2件、計12件の申し出がありました。

議案書19ページの表は、新規設定です。

千代田・山城・大鎌田・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は11,238㎡です。

中段の表は、令和4年度の目標面積113,400㎡に対し、設定面積は28,408㎡、達成率は25%です。

続いて20ページの表は、再設定です。

玉諸地区からの申し出があり、合計面積は1,915㎡です。

中段の表、令和4年度の目標面積280,700㎡に対し、設定面積は22,872㎡、達成率は8%です。

21ページ1番から24ページ10番は新規設定です。

24ページ11番から12番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者の案件はありません。議案書記載のとおりです。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書25ページをご覧ください。

今月は3件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。
解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定して参ります。また、報告第6号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つぎに、議案第5号 令和4年5月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画と、関連がありますので議案第6号 農用地利用配分計画（案）について一括して審議いたします。なお審議に先立ち、議案第5号の2番の案件と、議案第6号の2番の案件は、柿嶋職務代理が関係する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折にはご退席をお願いいたします。

また、審議終了後は、再びご着席をお願いいたします。

それでは議案第5号のうち、1番と3番の案件と、議案第6号のうち、1番と3番の案件について、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書26ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、中間管理機構が借り受けた農地を、必要に応じて利用条件を改善しまとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。

議案第5号で貸し手から中間管理機構への利用集積計画、議案第6号で中間管理機構から担い手への利用配分計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書26ページをご覧ください。玉諸・中道南地区の貸し手から農地中間管理機構

への貸出の申し出が3件あり、合計面積は6,044㎡です。

議案書27ページ1番及び28ページ3番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書29ページ1番及び30ページ3番をご覧ください。中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ配分される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

補足説明が必要となる、新規就農者の案件を説明させていただきます。

また、28ページ2番、30ページ2番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。

議案書30ページ3番をご覧ください。

借り手は、〇〇にお住まいの〇〇歳で、〇〇の農業法人で研修され、〇〇を習得されました。当該農地では、〇〇を栽培し、農協に出荷予定です。〇〇を利用して〇〇する予定です。〇〇を既に確保しており、将来的に近くに〇〇を考えています。また、〇〇を受ける予定であり、中間管理機構から農地を借り受けることが〇〇となっています。年間200日農業に従事する予定で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

説明は以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第5号のうち、1番と3番の案件と、議案第6号のうち、1番と3番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第5号のうち、1番と3番の案件と、議案第6号のうち、1番と3番の案件について、決定して参ります。

それでは、柿嶋職務代理のご退席をお願いします。

【 柿嶋職務代理 退席 】

つづきまして、議案第5号のうち、2番の案件と、議案第6号のうち、2番の案件について、審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書 28 ページ 2 番、30 ページ 2 番をご覧ください。

新規就農者の案件ですが、先ほどの説明と重複しますので、補足説明は省略させていただきます。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

これらを踏まえ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。

こちらでも事前にご質問等ありませんでしたので、採決をいたします。

議案第5号のうち、2番の案件と、議案第6号のうち、2番の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、この案件について、決定して参ります。

それでは、柿嶋職務代理はご着席をお願いします。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、特別何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

新型コロナウイルス蔓延予防のため、総会の開催を皆様のご協力で極めて短時間で終わることができました。感謝いたします。

午後 3 時 30 分 閉会